

18 一括有期事業の事務手続き簡素化のお知らせ

平成31年4月1日から 一括有期事業を開始する際の事務 手続きの一部が不要になっています。

地域要件の廃止について

一括有期事業については、これまで地域要件(一定の地域内で行われることとする要件)が定められており、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要がありました。

この地域要件が廃止されたことにより、平成31年4月1日以降に開始された有期事業は、その他の規模要件など(詳しくは下の注意事項をご覧ください。)を満たす場合は、遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

一括有期事業開始届の廃止について

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありました。が、今年度からこの手続きを廃止しています。

そのため、平成31年4月1日以降に開始された事業については、一括有期事業開始届を提出する必要はありません。

(注意事項)

- 1 これまで、地域要件以外の要件(*)を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めるものではありません。

※有期事業が一括されるには、

- ①概算保険料の額が160万円未満であり、
 - ②事業の規模が請負金額1億8000万円未満(建設の事業)又は素材見込生産量1000立方メートル未満(立木の伐採の事業)であることなどが必要です(これらの要件に変更はありません。)
- 2 労災保険給付事務は、労働保険料の納付事務を行う事務所の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

◎詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。